

◎新潟県告示第740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 柴倉津川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町七名字峠乙3304番8から同郡同町七名字石神乙1753番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年6月21日